社会福祉法人　加古川市社会福祉協議会

ソーシャルワーク実習実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、社会福祉法人加古川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、社会福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習（以下「実習」という。）を行う実習施設等として、その機会を提供するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（実習の目的）

第２条　本実習は「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）」及びその他関係法令等に基づき、これからの社会福祉を担う学生に対し、社会福祉専門職に求められる姿勢、態度及び相談援助技術を身につける実地教育の場を提供することで、地域の福祉人材の育成に取り組むとともに、本会が行う福祉サービスの質の向上及び本会職員の育成に役立てることを目的とする。

（用語の定義）

第３条　この要綱において「実習生」とは、本会により実習の機会を提供された者とする。

２　この要綱において「実習依頼機関」とは、実習生が所属する社会福祉士養成校とする。

３　この要綱において「実習協力者」とは、本会職員以外の地域住民・他団体職員・サービス利用者等であって、本会の実習体制の運用及び実習指導に協力する者とする。

（実習受入責任者の配置）

第４条　本会は、実習生を受け入れるために実習受入責任者を置くものとする。

２　実習受入責任者は、本会事務局長とする。

３　実習受入責任者は、本会が行う実習を総括するものとする。

（実習指導者の配置）

第５条　本会は、実習を円滑に実施するため、本会に所属し、かつ社会福祉に関する科目を定める省令（令和３年４月施行）第４条第８項に規定される社会福祉士実習指導者の要件を満たし、講習会を修了した実習指導者を１人以上配置する。

２　実習指導者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 実習依頼機関との契約締結及び連携等に関わる実務の遂行

(2) 実習受け入れの予定調整に関わる実務
(3) 実習基本プログラムの作成
(4) 実習生に関わる実習指導の遂行
(5) 実習期間内における実習担当者の支援
(6) その他実習に関すること

(実習担当者)
第６条　本会は、実習実施にあたり、本会各係に実習担当者を配置する。実習担当者は、実習受入責任者が年度当初に決定するものとする。
２　実習担当者は、実習指導者と連携するとともに、実習が効果的に行われるよう努めるものとする。

(委託契約の締結)
第７条　本会は、実習生の受け入れにあたり実習依頼機関と委託契約を締結するものとする。

(実習生の受入対象)
第８条　実習生は、原則として大学等の社会福祉士養成に関わる養成校に在籍する学生とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。
（１）加古川市内在住の者
（２）実家が加古川市内にある者
（３）加古川市内に所在する教育機関に在籍する者
（４）その他、本会が必要と認めた者

(実習生の受入期間及び人数)
第９条　実習生の受入期間は、次の各号のとおりとする。なお、各号に定める期間の詳細は、年度ごとに実習受入責任者が定めるものとする。
（１）８月中旬から９月中旬までの期間。
（２）２月中旬の期間。
２　受入人数は１養成校につき、原則１人とする。
３　実習生の受け入れは５人以内とする。

(受け入れの申請及び決定)
第 10 条　実習依頼機関は、本会に対し、次の各号の期間に所定の様式（様式第１号）を用いて申請するものとする。
(1) 前条第１項１号の８月中旬から９月中旬までの受入期間
前年度の 11 月末日まで
(2) 前条第１項２号の２月中旬の受入期間
当該年度の７月末まで

２　実習受け入れの可否については、実習受入責任者が決定するものとする。

（実習指導料）

第 11 条　実習依頼機関は、本会との契約に基づいた実習指導料を支払うものとする。

２　実習生は、実習中に本会が立替えた実費について、実習指導料とは別に精算の上、本会に支払うものとする。

（服務）

第 12 条　実習生は、実習にあたり、次の各号を遵守するものとする。

(1) 実習生は、本会の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為をしてはならない。

(2) 実習生は、実習に専念し、実習の目的達成に努めなければならない。

(3) 実習生は、実習中及び終了後、実習中に知り得た個人情報をはじめ職務上の情報を他に漏らしてはならない。

(4) 実習生は、実習中において、本会職員の指示に従わなければならない。

（実習の中止）

第 13 条　本会は、実習生が前条の規定に違反したとき、又は自然災害の発生や感染症の拡大などやむを得ない事情により本会が実習継続不可能と判断したときは、当該実習生に対する実習を中止するものとする。

２　本会は、前項の規定により実習の中止を決定したときは、その旨を実習依頼機関に通知するものとする。

（実習協力者への説明責任）

第 14 条　実習指導者及び実習担当者は、本会の実習協力者に対し、文書等により、実習の概要を周知するものとする。

（実習生の権利擁護）

第 15 条　本会は、実習生に対する権利侵害がないよう、配慮しなければならない。

２　実習生は、本会職員又は実習協力者から権利侵害を受けた場合、速やかに、実習指導者又は実習依頼機関に報告するものとする。

３　前項の報告を受けた実習依頼機関は、実習生に状況確認をし、本会に速やかに報告し、情報共有するものとする。

４　前２項により報告を受けた本会は、事実確認のうえ、権利侵害が認められた場合、速やかに実習依頼機関と連携して対応するものとする。

（事故責任等）

第 16 条　実習生が第三者に損害を与えた場合は、原則として本会は責任を負わないものとする。ただし、本会に重大な過失がある場合を除く。

２　実習期間中に生じた事故等による実習生の負傷及び疾病は、実習依頼機関及び実習生の責任において適切な措置を講ずるものとする。

（その他）

第 17 条　この要綱に定めるもののほか、実習に関し必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　本要綱は、令和８年１月１日より施行する。

（経過措置）

２　ただし、令和９年３月 31 日までの期間においては、経過措置を設けることとし、第 10 条に規定する事柄については、その都度本会と実習依頼機関との協議による対応を可能とする。